

アイヌ工芸品販売委託等業務 提案説明書

この提案説明書は、札幌市が実施するアイヌ工芸品販売委託等業務の委託の相手方を選定するための公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

1 業務名

アイヌ工芸品販売委託等業務

2 業務目的

札幌市では、令和3年（2021年）3月、「第2次札幌市アイヌ施策推進計画」を策定し、「アイヌ民族の誇りが尊重されるまちの実現」を目指して、アイヌ民族に対する市民理解の促進、アイヌ文化の保存・継承・振興などの様々な事業を展開している。

本業務は、同計画に掲げる推進施策「アイヌ文化のブランド化の推進」の一環として、札幌都心部においてアイヌ工芸品販売会を開催し、多くの市民や観光客がアイヌ文化の魅力に触れるきっかけをつくとともに、アイヌ文化の継承及びその担い手育成の観点からアイヌ工芸の振興を図るものである。

また、販売会の開催に併せて、販売会場の一つである札幌市アイヌ文化PRコーナーの設えを改修し、アイヌ文化の発信場所として更なる魅力向上につなげるものである。

なお、本業務の実施に当たっては「アイヌ民族としての誇りが尊重される社会の実現」を目指すこととし、業務全体を通じてアイヌ民族の歴史や文化についての適切な情報発信に努めること。

3 業務内容

別紙「業務仕様書」のとおり。

ただし、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

4 履行期間

- (1) アイヌ工芸品販売委託業務（札幌駅前通地下広場会場及び札幌市アイヌ文化PRコーナー会場（サッポロファクトリー内））ならびにアイヌ工芸品販路拡大（テストマーケティング）業務
契約締結日から令和5年（2023年）3月31日（金）まで
- (2) 札幌市アイヌ文化PRコーナー改修業務
契約締結日から令和4年（2022年）8月31日（水）まで

5 予算規模

18,563千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※ この金額は規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

※ このうち、①アイヌ工芸品販売委託業務（札幌駅前通地下広場会場分）は5,676千円、②アイヌ工芸品販売委託業務（札幌市アイヌ文化PRコーナー会場分）は3,989千円、③アイヌ工芸品販路拡大（テストマーケティング）業務は7,440千円、④札幌市アイヌ文化PRコーナー

改修業務は1,458千円を上限額とし、①～④それぞれについて積算資料を提出すること。ただし、①及び③については総額の範囲内で1割以内の費用増を認めるものとし、②及び④については業務間の費用の配分調整を認めるものとする。

6 参加資格

応募者は、次の各号に掲げる条件をすべて満たすものとする。グループ等で参加する場合には、原則として、契約の相手方となるグループ等の代表者及び他の構成員すべてが以下の要件を満たす必要がある。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (2) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されている者であること。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成14年4月26日財政局理事決裁）に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始決定後の者は除く。）等経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

7 企画提案を求める項目

- (1) 過去の類似業務実績
- (2) 業務体制の概要及び実施方法
- (3) 企画提案内容

- ア アイヌ工芸品販売会の販売委託（札幌駅前通地下広場会場及び札幌市アイヌ文化PRコーナー会場（サッポロファクトリー内）ならびにアイヌ工芸品販路拡大（テストマーケティング）
- (ア) アイヌ文化のイメージを発信しつつ、多くの来場者を呼び込むための効果的な「会場作りの工夫」について提案すること。
 - (イ) 来場者のアイヌ文化への理解を深めるとともに、販売増加につながる効果的な「会場運営の方法や工夫」を提案すること。特に、今回の販売会で取扱う商品は最大100品目程度（11の個人・団体）に及ぶ可能性もあることから、商品陳列方法（見せ方）の工夫も重要な要素となることに留意すること。 ※各月の販売会において実際に取扱う商品数については、別途相談のうえ決定する。効果的な会場運営を行うに当たり「作家の招請」が必要な場合は、その費用は札幌市が別途負担する。
 - (ウ) 来場者数の増加につながる効果的な「イベントの情報発信・PR方法」を提案すること。
- イ アイヌ工芸品販路拡大（テストマーケティング）の企画立案及び販売委託（上記「ア」に加えて）
- (ア) 「アイヌ工芸品販売会」の開催が既に決定している札幌駅前通地下広場会場、札幌市アイ

又文化PRコーナー会場（サッポロファクトリー内）に続く、アイヌ工芸品販売を行うにふさわしい魅力的な「新たな会場」を提案すること。

(イ) 新会場の提案に当たっては、「当該会場を選定した理由」「概ねの販売想定日程（計10日間前後の販売実施を想定）」「販売会レイアウト図（案）（会場づくりに当たっての集客増に向けた工夫も併せて提案すること）」「想定する床面積」を含めた提案とすること。

ウ 札幌市アイヌ文化PRコーナーの設え改修

通行する人を惹きつけるような、PRコーナーの魅力アップに資する改修内容について提案すること。

エ 独自提案

本業務の目的を達成するにあたって、業務仕様書に記載のない項目で提案者が必要又は効果的と考える項目があれば提案すること。

8 企画提案に関するスケジュール

- | | |
|-----------------|----------------------------------------------|
| (1) 公募開始 | 令和4年5月30日（月） |
| (2) 質問書提出期限 | 令和4年6月9日（木）17時00分 |
| (3) 参加意向申出書提出期限 | 令和4年6月15日（水）17時00分 |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和4年6月20日（月）17時00分 |
| (5) プレゼンテーション審査 | 令和4年6月23日（木）午後を予定
※詳細は、参加意向申出書提出者に別途通知する。 |
| (6) 結果通知 | 令和4年6月24日（金）以降 |
| (7) 契約締結予定日 | 契約候補者決定後、札幌市の指定する日 |

9 参加意向申出書の提出

- 提出書類
参加意向申出書（様式1） 1部
- 提出期限
令和4年6月15日（水）17時00分（必着）
- 提出方法
下記「17 応募・問い合わせ先」あて郵送又は持参
※ 郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。
※ 直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

10 企画提案書等の提出

- 提出書類
以下のア～キの構成で一式とし、12部提出すること。なお、提出にあたり、特別な製本、折込等はしないこと。
ア 表紙（A4判、片面印刷、1枚）
「アイヌ工芸品販売委託等業務 企画提案書」と記載し、社名も併せて記載すること。
イ 類似業務等実績一覧（A4判、片面印刷、必要枚数、様式2）

本業務に生かすことができると考える類似業務の実績について、差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載しても良いが、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 業務体制の概要及び実施方法（A4判、片面印刷、1枚、様式3）

エ 業務従事者一覧（A4判、片面印刷、必要枚数、様式4）

(ア) 本業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社（者）の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 履行期間中、委託者との打ち合わせ等の際に常に参加するなど、委託者との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには「○」を付けること。

オ 業務スケジュール（A4判、片面印刷、必要枚数、様式自由）

カ 企画提案書（A3判横づかい、片面印刷、必要枚数、様式自由）

(ア) 上記「3 業務内容」及び「7 企画提案を求める項目」、下記「11 企画提案の審査」を踏まえ、企画提案は、具体性をもって簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 独自提案部分については、識別できるよう明示すること。

キ 積算書（A4判、片面印刷、必要枚数、様式自由）

(ア) 「①アイヌ工芸品販売委託業務（札幌駅前通地下広場会場分）」「②アイヌ工芸品販売委託業務（札幌市アイヌ文化PRコーナー会場分）」「③アイヌ工芸品販路拡大（テストマーケティング）業務」「④札幌市アイヌ文化PRコーナー改修業務」の①～④それぞれについて、業務の積算根拠が分かるように作成すること。

(イ) 上記「5 予算規模」に記載のある①及び③の限度額のいずれか一方でも超えた場合は、失格とする。

(ウ) 本積算額は、企画提案が選定された者との契約額を確約するものではない。

(2) 提出期限

令和4年6月20日（月）17時00分（必着）

(3) 提出方法

下記「17 応募・問い合わせ先」あて郵送又は持参

※ 郵送の場合は、送付後に到達を確認すること。

※ 直接提出する場合は、平日の9時00分～17時00分に持参すること。

(4) 質問について

様式5により、下記「17 応募・問い合わせ先」あてにFAX又は電子メールにて提出すること。電話や窓口での質問は受け付けない。

質問の受付期限は、令和4年6月9日（木）17時00分とする。

質問への回答については随時行うとともに、質問者名を伏せて本市ホームページに掲載する。

11 企画提案の審査

(1) プレゼンテーション審査

審査は、「アイヌ工芸品販売支援等業務企画競争実施委員会」（以下「委員会」という。）におい

て、企画提案書等及び次に掲げるプレゼンテーションの内容を総合的に評価した上で行う。

プレゼンテーションは、令和4年6月23日（木）午後を予定しており、詳細については、参加意向申出書を提出した者に別途通知する。

プレゼンテーション出席者は、総括責任者を含む最大5名までとする。また、持ち時間は30分（説明15分、質疑15分）程度とし、本市の指示した時刻から順次個別に行う。

プレゼンテーションにあたっては、提出した企画提案書等に基づき行うこととし、当日の資料追加及びプロジェクター・パソコン等の使用は認めない。

(2) 審査方法

審査は、次表に示す「評価項目及び評価基準表」による総合点数方式とし、委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。

なお、総合得点満点の6割を最低基準点とし、最低基準点を下回る場合は契約候補者とししない。

審査の結果、委員会委員の評価の合計が同点の企画提案があるときは、下記評価項目のうち、「2(1) アイヌ工芸品販売会の販売委託（札幌駅前通地下広場会場及び札幌市アイヌ文化PRコーナー会場（サッポロファクトリー内））ならびにアイヌ工芸品販路拡大（テストマーケティング）の企画立案（共通事項）」の評価点が最も高いものを選定する。それでもなお同点の場合はくじ引きにより選定するものとする。

応募者が多数の場合は、企画提案書等に基づき事前審査を行い、企画提案者を4者程度まで絞った上でプレゼンテーション審査を行う。

【評価項目及び評価基準表】

評価項目	評価基準	配点	係数
1 業務執行能力【10点】			
(1) 類似業務実績	・企業としての委託業務の実行力を示す類似業務の実績があるか。	5点	×1
(2) 体制及び実施方法	・業務全体を円滑に進められる、必要かつ十分な体制・実施方法であるか。	5点	×1
2 企画提案内容【90点】			
(1) アイヌ工芸品販売会の販売委託（札幌駅前通地下広場会場及び札幌市アイヌ文化PRコーナー会場（サッポロファクトリー内））ならびにアイヌ工芸品販路拡大（テストマーケティング）の企画立案（共通事項）	・アイヌ文化のイメージを発信しつつ、多くの来場者を呼び込むための効果的な「会場作りの工夫」が提案されているか。 ・来場者のアイヌ文化への理解を深めるとともに、販売増加につながる効果的な「会場運営の方法や工夫」が提案されているか。 ・来場者数の増加につながる効果的な「イベントの情報発信・PR方法」が提案されているか。	30点	×6
(2) アイヌ工芸品販路拡大（テストマーケティング）の企画立案及び販売委託	・アイヌ工芸品の新たな販路拡大にふさわしい、「魅力的な会場」が提案されているか。 ・販売日程（日数）や会場レイアウト、使用する床面積等は適切であるか。	20点	×4
(3) 札幌市アイヌ文化PRコーナーの設え改修	・通行する人を惹きつけるような、「PRコーナーの魅力アップに資する改修内容」が提案されているか。	15点	×3

評価項目	評価基準	配点	係数
(4) 独自提案	・業務目的を達成するにあたり、効果的な提案内容となっているか。	25点	×5

※ 各委員の評価は、「5点：特に優れている、4点：優れている、3点：普通、2点：やや不十分、1点：不十分」で採点し、その点数に係数を乗じたものを評価点とする。

12 契約候補者及び契約

委員会における審査の結果、最低基準点以上の得点を得た事業者等の中から、最上位1者を契約候補者として選定する。また、提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときは、契約候補者として選定する。

審査の結果は、選定した事業者等には決定通知を、落選した事業者等には落選通知を送付する。

(1) 通知日

令和4年6月24日（金）以降

(2) 対象業務の委託

ア 委員会で選定された契約候補者は、札幌市と委託契約に係る詳細を協議する。この協議の結果、企画提案の一部を変更する場合がある。

イ 協議が整い次第、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）等の関係規程に基づき、随意契約の方法により契約を締結する。

ウ 協議が整わない場合や、選定した契約候補者が委託契約を辞退した場合は、企画提案の審査で次点の評価を受けた事業者を選定する。ただし、次点の評価を受けた事業者が最低基準点に満たない場合は選定しない。

(3) 選定結果に係る疑義の申立て

ア 評価対象者は、自らの評価に疑義があるときは、選定結果の通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に規定する休日を除く。以下同じ。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。ただし、持参により提出するものとし、送付や電送によるものは受け付けない。

イ 疑義の申立てに対する回答は、申立てのあった日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面により回答する。

13 参加資格の喪失

参加資格を有することについての確認を受けた者が、評価が確定するまで（契約候補者については契約を締結するまで）の間に、次のいずれかに該当する場合は、評価をせず、又は契約候補者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 参加資格を満たしていないことが判明し、又は満たさないこととなったとき
- (2) 書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 不正な利益を図る目的で委員会委員と接触し、又は利害関係を有することとなったとき

14 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本提案説明書及び各様式の留意事

項に適合しなかった者

- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (3) その他、本提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

15 著作権等に関する事項

- (1) 企画案の著作権は、各提案者に帰属する。
- (2) 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画案を札幌市が利用（必要な改変を含む。）することを許諾するものとする。この場合、札幌市は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- (3) 提案者は、札幌市に対し、提案者が企画案を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (5) 提出された企画案その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例（平成 11 年条例第 41 号）に基づき公開請求があったときは、同条例の定めにより公開する場合がある。

16 その他留意事項

- (1) 本企画競争に係る一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (3) 提出書類等は返却しない。
- (4) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (5) 契約候補者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする（複製及び必要な改変を含む。）。

17 応募・問い合わせ先

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目（札幌市役所本庁舎 13 階）

札幌市市民文化局市民生活部アイヌ施策課 担当：中山

電話：011-211-2277 F A X：011-218-5153

メールアドレス：ainushisaku@city.sapporo.jp